

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償)) <補償の概要等>

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金をお支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡 傷害補償基本特約 後遺障害保険金 (注1)	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額が4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等</p>	<p>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限度ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ○公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ○公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に對して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対して、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p>
医療費用補償特約 (注2) + 待機期間の不設定に関する特約 医療費用補償用	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限度ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ○公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ○公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に對して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対して、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 扶養者の配偶者、妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 授業料、施設設備費、実験費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間に毎年必要な費用をいいます。</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>
個人賠償責任補償特約 + 本人のみ補償に関する特約 + 部変更に関する特約	<p>国内外において以下のようない事故により、他人にケガ等をさせたり、他の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内外での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんので注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に對して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）</p> <p>国外において以下のようない事故により、他人にケガ等をさせたり、他の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内外での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんので注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>
住宅内外等追加補償特約 +	<p>国内において以下のようない事故により、他人にケガ等をさせたり、他の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ※個人賠償責任について、ご本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人に関する事故に限ります。）。</p> <p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>
個人賠償責任補償特約 + 本人のみ補償に関する特約 + 部変更に関する特約	<p>国内において以下のようない事故により、他人にケガ等をさせたり、他の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ※個人賠償責任について、ご本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人に関する事故に限ります。）。</p> <p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者の配偶者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除いています。）によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の配偶者による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなってしまったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 扶養</p>	